



訴訟を起こした患者に対する診療の拒絶

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一朗

Q A病院の院長ですが、当院で発生した患者との紛争についてアドバイスをお願いします。

事実経過

当院は、不妊治療中の患者B（40代・女性）から提訴されました。訴状によると、Bは、「不妊治療がうまくいかなかった原因は、A病院の卵子培養に過失があったからだ」と主張し、当院に対して多額の損害賠償を請求しています（第1訴訟）。

これに対し、当院は、過失を全面的に否定して法廷で争うことを決めました。ところが、困ったのは、当院の不妊治療は予約制をとっており、Bの訴状が届いた日の1週間後にBが受診を予約していたことでした。このままでは当院を訴えたBが、今後も堂々と当院に治療を受けに来ることになりますが、そんなことになっては、担当の医師も看護師も、精神的に耐えられません。

そこで、当院では、Bの予約を延期し、他院への転医を勧めることを文書で通知しました。この文書では、転医先として、市内で不妊治療ができる病院を複数、実名をあげて転医をお願いしています。

ところが、Bはこれに激怒し、「A病院は私の治療を続ける義務があるのに不当に診療を拒絶したから、多大な精神的苦痛を被った。慰謝料を支払え。」と要求し、支払わないと第2訴訟を起こすと言ってきました。

質問

当院にはBに慰謝料を支払う義務がありますか。

また、今後Bから治療の継続を要求された場合、治療を続けなければならないのでしょうか。

A 結論

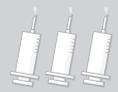
A病院には、慰謝料支払義務も治療を続ける義務もないと判断します。

理由

医師には応召義務（医師法19条1項）がありますが、正当な事由がある場合には、診療を拒むことができます。

一般論として、診療契約の当事者である医師と患者の間には、信頼関係が必要であり、患者から医療過誤で訴訟を提起された場合には、通常、信頼関係が失われると考えられますので、原則として、診療拒絶の正当事由があると判断されます。ただし、その場合でも、治療の緊急性があり、近くに代替医療機関がない場合には、応じなければなりません。今回は、不妊治療であること、1週間以上の期間をあげた予約制をとっていることなどから、治療の緊急性はないと言えます。また、市内に複数、不妊治療ができる病院があり、患者は他院で治療を受けることができます。

よって、A病院がBの不妊治療を拒んでも、応召義務違反とはならないと判断されます（参考裁判例1参照）。



医師：自分が治療を受けている病院の過失を主張して提訴しておきながら、同じ病院に治療の継続を要求するというのは、随分と自己中心的ですね。

弁護士：一方で病院の治療が誤っていると主張しながら、他方で治療の継続を求めるといのは、患者の行動としても矛盾しており、担当の医師・看護師が「精神的に耐えられない」と言うのも無理はありませんね。

医師：このような患者に対しては、一律に診療拒絶をして良いのでしょうか。

弁護士：ケースによっては応召義務違反を問われるおそれがあります。今回の事例と類似の裁判例（参考裁判例1）では、患者が訴訟を提起し信頼関係が失われた場合には、診療・治療の緊急性が存在しないことおよび代替医療機関が存在することを条件として、診療拒絶の正当事由が認められると判断しました。

医師：そうすると、診療拒絶の正当事由が認められるケースは、相当限定されますね。

弁護士：そのとおりです。ただ、千数百万円の損害賠償を求めるといほど大きな不満を感じている患者に対し、他院への転医を促すのは、病院として当然の対応でしょう。

医師：この裁判例で、裁判所があえて代替医療機関の存在を指摘したことは、あまりに身勝手な患者に対し「そんなに不満なら、診療拒絶だの慰謝料だのと言わずに、さっさと転医すればいいでしょう」と言っているように解釈できます。そして、「患者が弱者の立場を強調して、病院に無理な要求を突きつけることを許さない」という裁判官の毅然とした姿勢すら感じられます。

弁護士：そうですね。ところが、同じ事件でありながら、参考裁判例2の控訴審判決では、「転医及び診療延期のお願い」の文書は、あくまでお願いであって、診療拒絶にあたらぬと判断して患者の訴えを退けました。これは、参考裁判例1よりやや後退した印象があります。しかし、診療拒絶に該当しないという事実認定で敗訴させた場合には、患者側は、事実認定の誤りを主張して上告することができません。従って、控訴審の裁判官は、患者側の上告を避けるため、事実認定で決着をつけたとも解釈できます。

医師：なるほど。すると、C大学付属病院側が、医師法19条1項違反の診療拒絶だと非難されることを避けるために、文書のタイトルを「転医及び診療延期のお願い」とした巧妙な作戦が功を奏したわけですね。

弁護士：そうですね。これも患者との無用の紛争を避けるための創意工夫の一つとして参考になりますね。

医師：病院がそこまで工夫しているのに、原告夫婦は、違法な診療拒絶だと主張して慰謝料請求の第2訴訟までやってきたわけですから、裁判に負けたのは、当然ですね。

弁護士：そうですね。しかし、原告夫婦が大学病院を相手に、第1訴訟、第2訴訟と執拗に提訴した背景には、医師と患者間の信頼関係の喪失があると思います。

医師：その意味では、我々も、患者との信頼関係の構築と維持に、もっと配慮しなければなりませんね。

参照条文

医師法19条1項

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

参考裁判例

- 1 弘前簡易裁判所平成23年12月16日判決
原告ら（夫婦）は、C大学付属病院において不妊治療を受けていたが、同大学病院の治療に過失があるとして総額1,830万円の損害賠償を請求する訴訟を提起した（第1訴訟）。これを受けて被告C大学は、このまま原告らの治療を続けるわけにはいかないと考え、原告らに対し同大学病院医事課長D名で「転医及び診療延期のお願いについて」という書面を交付した。原告らは、Dの行為が医師法19条1項の診療拒絶にあたるとして、Dを雇用していた被告C大学に140万円の慰謝料を求める訴訟を提起した（第2訴訟）。この第2訴訟について、裁判所は、上記文書が実質的に診療拒絶を内容とする書面にあたるとしつつ、医療機関と患者との間の信頼関係が失われ、診療・治療に緊急性がなく代替医療機関が存在する場合には、医師法19条1項の正当な事由が認められるとして、原告の請求を棄却した。
- 2 青森地方裁判所平成24年9月14日判決
参考裁判例1の控訴審。「転医及び診療延期のお願いについて」という書面は「自発的な意思に基づく転医を促した上で控訴人の対応を待つこととした書面であって、診療拒絶の明白な意思表示を読み取ることはできない」と認定し、そもそも診療拒絶にあたらぬ旨判示し、控訴人ら夫婦の控訴を棄却した。

— 今月のメッセージ —

- ①医師と患者の信頼関係が診療契約の基本である。
- ②信頼関係が失われた場合には、診療契約を解消することが望ましい。
- ③そのためには、病院側から患者に対し、「転医の勧告」や「転医先の紹介」を行い、円滑に転医を実現する努力が必要である。